

2021 年度（令和 3 年度） 第 1 回明石市社会福祉審議会

次 第

1 委員長及び委員長職務代理者の選出

2 明石市の福祉・こども関係重点施策

(1) 第 4 次地域福祉計画の策定について【資料 1～5 頁】

(2) 明石市の認知症に関する取組について

- (仮称) 認知症あんしんまちづくり条例の制定・認知症安心プロジェクトの実施- 【資料 6～17 頁】

(3) その他の重点施策について【資料 18～22 頁】

3 その他

・事務局からの連絡事項等について

以 上

次第 2

明石市の福祉・こども関係重点施策

第4次明石市地域福祉計画の策定について

1 計画の策定にあたって

(1) 策定の趣旨

・本市では、2016年3月に第3次地域福祉計画(2016年度～2021年度)を策定し、「誰もが安心して住み続けることができる地域づくり」を基本理念として掲げ、(1)住民主体で地域の福祉力・地域力を高め、活動の活性化を図ること、(2)人のつながりに支えられた地域の安全・安心を充実させること、(3)相談支援体制の強化を進めることを基本方針として、様々な施策や事業に取り組んできました。

・第3次地域福祉計画のもと、生活支援コーディネーターの中学校区ごとの配置や、住民主体の地域づくりを支援する「地域支え合いの家」(市内3か所)や総合的・包括的な相談支援を行う地域総合支援センター(市内6か所)の設置、災害時要援護者(避難行動要支援者)支援の拡大、認知症支援の充実等、重点事業の取組を進めてきました。

・一方、少子高齢化や核家族化の進行、人口減少、地域のつながりの希薄化など、地域社会を取り巻く環境の変化等により、介護・子育て・貧困・孤立など、複雑化・多様化した福祉ニーズへの対応や、また、老老介護やダブルケア、ヤングケアラーなど、これまでの福祉サービスだけでは解決できない複合的な課題への対応が求められるところ

です。
・こうしたなか、社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会を目指すことが求められています。

・2018年4月には社会福祉法の改正により、地域福祉計画が地域における高齢者・障害者・児童の福祉やその他の福祉分野における共通的な事項を記載する、福祉分野の上位計画として位置付けられることとなりました。

・2021年度をもって第3次地域福祉計画が終了することに伴い、これまでの取組の成果や残された課題、また社会情勢の変化や法制度の見直しなどの動向を踏まえながら、誰もが住み慣れた地域で、いつまでも心身ともに健康で、自分らしく社会の一員として生きがいを持って暮らし続けられる、笑顔あふれる共生社会の実現に向け、「福祉のまちづくり」のさらなる推進を図るにあたり、福祉施策の方向性等を示す第4次地域福祉計画を策定します。

(2) 計画の位置づけ

地域福祉計画は社会福祉法第107条に基づき、地域福祉の推進における市町村計画として策定するものです。本市の高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通事項を記載する、福祉分野における上位計画として位置づけます。

また、本計画には「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づき策定する「成

2 計画の方向性（案）

(1) 基本理念

本市では、「（仮称）あかしSDG s 推進計画」において、2030年のあるべき姿（目指す10年後のまちの姿）として

「SDG s 未来安心都市・明石 ～いつまでも すべての人に やさしいまちを みんなで～」を掲げ、将来にわたり誰もが安心して住みたい、住み続けたいと思うまちの実現を目指すこととしています。

2022年度からの福祉施策の方向性等を示す第4次地域福祉計画では、「（仮称）あかしSDG s 推進計画」が定めるまちづくりの方向性を踏まえ、以下の基本理念を設定し、その実現を目指していきます。

また、本計画においても第1次から第3次までの地域福祉計画で掲げてきた計画名称を継承します。

基本理念 「いつまでも すべてのひとに やさしい共生社会を みんなで」

計画名称 「共に生き、支え合いを育む“明石ほっとプラン”」

(2) 基本目標

基本理念を実現していくために、以下の4つの基本目標を設定します。

基本目標1 助け合う・支え合う意識の向上

～「我が事」意識を醸成する～

基本目標2 多様な交流の場・居場所づくり

～参加・交流によりつながりを育む～

基本目標3 地域における見守り・相談支援体制の充実

～地域での支え合い活動を実践する～

基本目標4 地域共生社会に向けた包括的な支援の推進

～「ワンストップ」「チーム」「アウトリーチ」で包括的な支援を推進する～

※ 4つの基本目標に対する具体的な施策や重点事業については、今後の地域福祉計画推進会議やニーズ調査等を踏まえて策定します。

令和3年度第1回明石市社会福祉審議会が書面開催となったことを受け、標記の議題に関する内容、送付資料等につきまして、下記のとおり補足いたします。

1 本議題の趣旨等について

地域福祉計画は社会福祉法第107条の規定に基づき、本市が推進する地域福祉の方向性や具体的な取組を示す計画として策定するものであり、本市では2016年3月に第3次地域福祉計画を策定し、「誰もが安心して住み続けることができる地域づくり」を基本理念として、様々な施策や事業に取り組んできました。

2021年度をもって現計画の期間が終了することに伴い、2022年度からの福祉施策の方向性等を示す第4次地域福祉計画を策定するにあたり、本市の社会福祉に関する事項を調査審議する場である社会福祉審議会に計画の内容等について諮問しようとするものです。

2 今回の送付資料について

計画策定の趣旨や計画の位置づけ・期間について説明するとともに、計画の方向性案(基本理念、基本目標)や計画の構成案をご提示しています。

3 条例素案の作成について

今後、計画の方向性案や計画の構成案を基に、福祉局、こども局、市民生活局等の庁内関係部署及び社会福祉協議会からなる地域福祉計画推進会議やニーズ調査等を実施しながら計画素案をまとめていきます。

4 今後の作業等について

委員の皆さまには、第2回社会福祉審議会において、計画素案と関連する資料をご確認いただき、内容等についてご意見をいただきます。いただいた意見を踏まえて計画素案を修正し、パブリックコメントを経て、第3回社会福祉審議会において計画最終案を審議していただきます。

(2) 明石市の認知症に関する取組について

- (仮称)認知症あんしんまちづくり条例の制定・認知症安心プロジェクトの実施 -

明石市の認知症に関する取組について

- (仮称) 認知症あんしんまちづくり条例の制定・認知症あんしんプロジェクトの実施 -

本市における認知症の人及びその家族への支援のうち、「(仮称) 認知症あんしんまちづくり条例」の制定に向けた取組及び「認知症あんしんプロジェクト」の実施状況につきまして、下記のとおり説明いたします。

記

1 (仮称) 認知症あんしんまちづくり条例の制定

(1) 趣旨

本市のまちづくりのコンセプトである「いつまでも すべての人に やさしいまちを みんなで」に基づき、認知症の人及びその家族が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを推進するための条例を制定するために、本市の社会福祉に関する事項を調査審議する場である社会福祉審議会に条例の内容等を諮問しようとするものです。

(2) 送付資料について

① 資料1 「(仮称) 認知症あんしんまちづくり条例の制定について」

条例制定の趣旨や経緯、今後の検討スケジュール等について説明しています。

② 資料2 「(仮称) 認知症あんしんまちづくり条例の骨子案について」

現時点における、条例の構成及び条例に盛り込む内容等についての案(叩き台)です。この骨子案を基に条例素案を作成し、第2回社会福祉審議会において提示する予定です。

③ 資料3 「明石市における認知症施策について」

本市が実施している認知症関連の施策を取りまとめたものになります。参考としてご覧ください。

(3) 条例素案の作成について

骨子案を基に、①認知症の当事者や家族、支援に係る関係団体等へのヒアリング又はアンケート、②認知症支援等に係る関係者の意見交換や情報共有の場である「認知症あんしんネットワーク会議」における意見聴取を行い、条例に盛り込むべき内容を検討し、条例素案としてまとめていきます。

所属団体によっては意見聴取にご協力をお願いする場合があります。

(4) 今後の作業等について

委員の皆さまには、第2回社会福祉審議会において、条例の素案と関連する資料をご確認いただき、内容等についてご意見をいただきます。いただいた意見を踏まえて条例素案を修正し、パブリックコメントを経て、第3回社会福祉審議会において最終の条例案を審議していただきます。

2 認知症あんしんプロジェクトの実施

(1) 趣旨

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている在宅の認知症の人やその家族に対し、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう包括的・継続的な支援を展開するために、「本人の尊厳確保」「家族負担の軽減」「地域の理解促進」を柱として実施している事業です。

(2) 送付資料について

① 資料4「認知症あんしんプロジェクトについて」

認知症あんしんプロジェクトの概要や実績、今後の取組予定について報告しています。

(仮称) 認知症あんしんまちづくり条例の制定について

1 条例制定趣旨

(1) 現状について

我が国では65歳以上の高齢者の7人に1人(※2018年時点)が認知症であると言われており、団塊の世代が75歳以上となる2025年には、65歳以上の高齢者の約5人に1人が認知症になると予測されています。また、高齢者のみならず働き盛りの世代であっても若年性認知症になることもあります。このように認知症は、誰もがなりうるものであり、家族や身近な人がなることも含め、今や誰にとっても身近なものとなっています。

一方で、認知症に関する理解は未だ十分とは言えず、認知症について周りに理解してもらえないことや認知症と診断されたことを人に知られたくないとの思いから、認知症を隠し、家族が悩みを抱え込むことも少なくないのが現状です。

(2) これまでの取り組みについて

このような状況の中、国においては認知症施策推進大綱が閣議決定され、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を車の両軸として施策を推進することが示されました。本市においても、明石市高齢者いきいき福祉計画及び第8期介護保険事業計画の中で、認知症施策推進大綱を踏まえ、認知症施策を展開していくこととしています。

他方、新型コロナウイルス感染症の拡大により、認知症の人を含めた在宅での支援や介護を要する人は、介護サービスの制約等生活環境の変化によって、これまで以上に機能低下が進んでしまうなど日常生活に大きな影響を受けています。そのため、本市では、昨年10月から“認知症あんしんプロジェクト”を立ち上げ、認知症早期支援事業の対象年齢の引き下げ等既存の施策の拡充とともに、認知症サポート給付金の支給、あかしオレンジ手帳やサポート券の交付など独自の施策を展開してきました。

※【参考】資料3「明石市における認知症施策について」

(3) 条例の制定について

このように、社会情勢に応じて柔軟かつ迅速に施策を展開しつつも、認知症の人及びその家族が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちの実現のためには、市や市民、関係機関等がまちづくりの基本理念とそれぞれの責務・役割、施策の方向性を共有し、一体となって継続的にまちづくりを進めていくことが重要です。そのため、本市では、(仮称) 認知症あんしんまちづくり条例の制定を目指します。

2 条例の骨子案

資料2「(仮称) 認知症あんしんまちづくり条例の骨子案について」のとおり

3 検討方法及びスケジュール

条例案を検討するにあたっては、認知症の当事者や家族、支援に係る関係団体等に対し、認知症の施策等に関するヒアリング・アンケート調査を行うとともに、認知症あんしんネットワーク会議においても出席者の意見を聴取しながら条例素案をまとめ、第2回社会福祉審議会において、条例素案を提示します。その後、パブリックコメントを行い、第3回社会福祉審議会において、得られた意見等を反映した条例案を確定し、市議会に上程する予定です。

【今後のスケジュール】

- 2021年7月 関係団体等への個別意見聴取
 - 8月 認知症あんしんネットワーク会議において意見聴取
 - 10月 第2回社会福祉審議会 上記意見聴取の結果を踏まえた条例素案の提示
 - 12月 パブリックコメントの実施
- 2022年1月 条例案の取りまとめ
 - 第3回社会福祉審議会 条例案の確定
- 3月 市議会で条例案を審議

4 他自治体の条例制定の状況（参考）

令和3年5月20日現在、1県7市2町1区が条例を制定しています。

【既に制定している自治体一覧】

自治体	条例名	制定年月日
兵庫県神戸市	神戸市認知症の人にやさしいまちづくり条例	H30. 4. 1
愛知県大府市	大府市認知症に対する不安のないまちづくり推進条例	H30. 4. 1
愛知県設楽町	設楽町認知症の人にやさしい地域づくり基本条例	H30. 9. 25
愛知県	愛知県認知症施策推進条例	H30. 12. 21
和歌山県御坊市	御坊市認知症の人とともに築く総活躍のまち条例	H31. 4. 1
島根県浜田市	浜田市認知症の人にやさしいまちづくり条例	R1. 9. 30
愛知県名古屋市	名古屋市認知症の人と家族が安心して暮らせるまちづくり条例	R2. 4. 1
愛知県知多市	知多市認知症施策推進条例	R2. 4. 1
滋賀県草津市	草津市認知症があっても安心なまちづくり条例	R2. 7. 1
愛知県東浦町	東浦町認知症にやさしいまちづくり推進条例	R2. 7. 1
東京都世田谷区	世田谷区認知症とともに生きる希望条例	R2. 10. 1

(仮称) 認知症あんしんまちづくり条例の骨子案について

本条例は、認知症の人及びその家族が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりについて、市や市民、関係機関等が一体となって取り組むために制定するもので、以下の(1)～(5)の構成で考えています。

(1) 目的

この条例を制定する目的について定めます。

(2) 定義

この条例で使用する重要な用語（認知症、市民、事業者、地域組織、関係機関等）の意味について定めます。

(3) 基本理念

「①本人の尊厳確保」「②家族負担の軽減」「③地域での支えあい・地域づくり」の3点を柱として、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを推進するための基本理念について定めます。

(4) 責務・役割

基本理念に基づいてまちづくりを進めるうえで必要となる、市の責務並びに市民、認知症の人、事業者、地域組織及び関係機関の役割について定めます。

(5) 基本的施策

以下の視点から、条例の目的を実現するための施策について定めます。

①知識の普及及び人材育成等

認知症や認知症予防等に関する啓発及び正しい知識の普及、認知症の人等を支える認知症サポーターの養成 など

②早期支援等

認知症に早期に気づき、支援するための相談機能の充実、切れ目のない支援のための仕組みづくり など

③認知症の人及び家族への支援

身近な地域で日常生活を営むことができるよう、適時適切な支援の実施、平常時の見守りや行方不明時の早期発見のための仕組みづくり など

④地域づくり及び社会参加の推進

本人と家族が地域交流を続けることができる環境の整備、認知症サポーターの活動を通じた地域の支援体制の構築 など

⑤後見支援の推進

成年後見制度の利用の促進、市民後見人の養成 など

⑥連携強化

医療及び介護の連携体制の整備、情報共有や連携強化のための仕組みづくり など

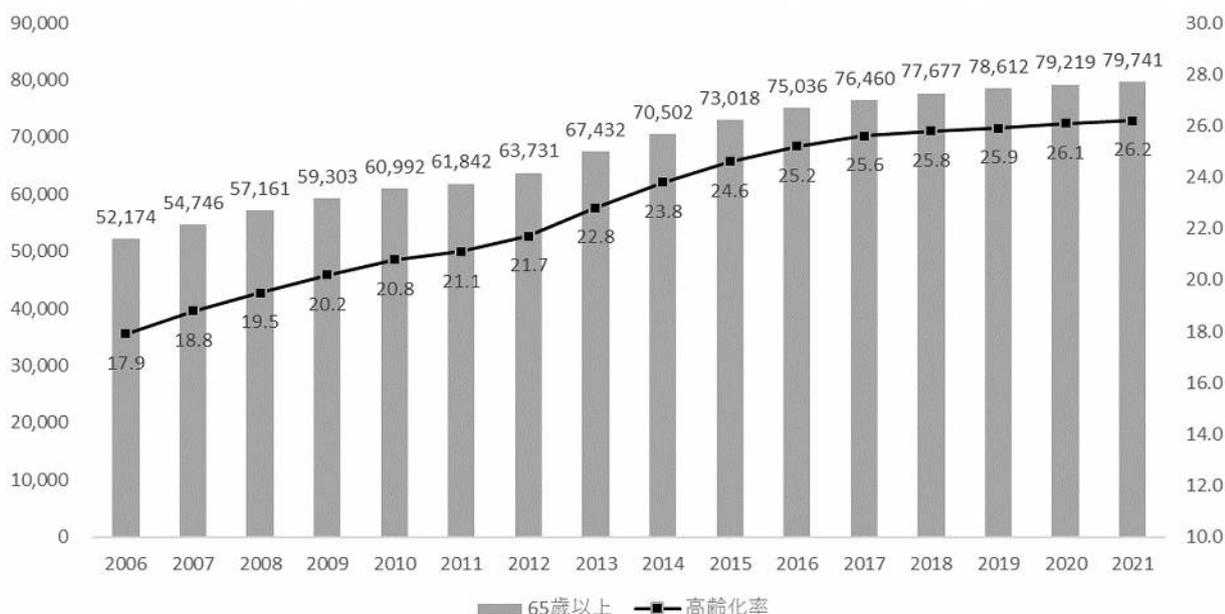
⑦災害及び感染症対策

災害発生後や感染症の流行時における事業継続及び孤立化防止のための施策の実施 など

明石市における認知症施策について

1 明石市の高齢者の現状

2021年（令和3年）4月1日現在、65歳以上の高齢者は79,741人、住民基本台帳人口に占める割合（高齢化率）は26.2%と、兵庫県（29.0%：令和3年2月現在）や全国（28.9%：令和3年4月現在）と比して低い。（ただし、地域差あり、30%を超える中学校区もあれば20%を下回る校区もある。）



2 基本的な考え方

団塊の世代がすべて75歳以上になる2025年を間近に控え、高齢者がいつまでも元気で活躍できるよう、また配慮が必要な高齢者も住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、地域総合支援センターの本格稼働、高齢者福祉月間（9月）の創設、中学校給食を活用した高齢者みんなの給食、認知症早期支援事業など、幅広い施策を実施、展開しています。さらに、昨年10月からは「認知症あんしんプロジェクト」を開始し、認知症サポート給付金の創設、あかしオレンジ手帳やあんしんチケット（サポート無料券）の配付等、「認知症にやさしいまち」の実現に向けた施策を進めているところです。

※「認知症あんしんプロジェクト」の詳細については、資料4を参照

3 認知症施策

(1) 認知症高齢者数の推計値

（令和3年4月1日現在）

年齢	人口	有病率	有病者数
65～69歳	17,141	1.5%	257
70～74歳	22,119	3.6%	796
75～79歳	16,247	10.4%	1,690
80～84歳	12,073	22.4%	2,704
85～89歳	7,719	44.3%	3,420
90歳以上	4,442	64.2%	2,852
	79,741	14.7%	11,719

国の認知症有病率推計（認知症施策推進大綱より）に基づく明石市の認知症高齢者数の推計値

(2) 取組方針

上記現状や新オレンジプラン、認知症施策推進大綱などを踏まえ、市は認知症への早期の気付きを促進するため、認知症早期支援事業を導入、推進するとともに、「本人の尊厳確保」「家族負担の軽減」「地域の理解の促進」を柱に、認知症の人やその家族が、住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らし続けることができるやさしいまちづくりを推進するための各種取り組みを進めています。

【取組内容】

① 知識の普及及び人材育成等

事業	内容
「認知症のキホン」(認知症ケアパス)の活用	認知症の症状の進行に合わせて利用できるサービスや制度等の標準的な流れを示したガイドブック「認知症のキホン」を活用し、認知症に対する啓発や制度の利用等に繋げている。(市窓口、地域総合支援センター等に設置)
若年性認知症の周知啓発	認知症ケアパスに加え、「若年性認知症のキホン」を作成し、若年性認知症の人が利用できる制度や相談窓口等を掲載案内。
「明石市高齢者福祉月間」の設置	9月を「明石市高齢者福祉月間」と定め、地域主催の敬老会や高齢者の活動表彰などの敬老事業などとともに、認知症啓発イベント等を集中的に実施し、まち全体で高齢者支援や認知症理解に対する機運を高め、高齢になっても安心して暮らせるまちづくりにつなげる。
若年性認知症の支援体制整備	市福祉局職員および地域総合支援センター職員を対象にした若年性認知症対応研修の実施や相談対応職員の配置等。
オレンジサポーター(認知症サポーター)の養成	認知症の正しい理解を深めるため、講師(キャラバン・メイト)が市内各地に出向いて講座を開催し、認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守る応援者であるオレンジサポーター(認知症サポーター)を養成。
認知症予防事業	認知症の予防や進行の抑制を目的とした認知機能トレーニングを行う等の地域組織の活動を支援する。

② 早期支援等（相談体制の整備を含む）

事業	内容
相談体制の充実	認知症について気軽に相談できるよう、認知症総合相談窓口を設置。市内6か所に地域総合支援センターを設置するとともに、認知症地域推進員を配置。「認知症相談ダイヤル」を設置し、本人、家族、近隣、地域の関係者などが気軽に相談できるよう再度周知を図る。
精神保健相談	専門医師と保健師、ケースワーカー等が訪問し、相談や保健福祉サービスの紹介を行う。
認知症早期支援事業（診断費用助成制度）	市が作成する認知症チェックシートを提出した人で認知症の疑いがある人に対し受診を奨励し、医療機関で認知症の受診をした場合の医療費を助成。また、認知症の診断を受けた人に対し、タクシー券又は徘徊検索端末の基本使用料を助成。 <助成内容>〔対象：65歳以上、若年性認知症の方〕 ① チェックシート提出者：図書カード500円分 ① 診断費用：無償 ② 認知症と診断された人：タクシー券（6,000円分）又は居場所検索用端末基本使用料1年間分（6,600円）
認知症サポート給付金の支給	医療機関で認知症と診断され、在宅で生活している人に2万円を支給し、給付金申請を契機に早期の支援や見守りにつなげる。
認知症手帳（あかしオレンジ手帳）の発行	認知症の人（認知症サポート給付金の受給者）に対して、認知症の支援方法や相談機関、支援サービスなどの各種情報を掲載した手帳を交付。医療受診や介護サービスの利用状況も経年的に記載できるようにし、医療や介護等の連携を図ることで、総合的な支援につなげる。
認知症初期集中支援チーム事業	認知症の人やその疑いがある人で、継続的な医療サービスや介護サービスを受けていない人を対象に社会福祉士、保健師等の専門職が家庭等を訪問し、本人や家族に集中的に関わり、適切な支援につなげる。

③ 認知症の人や家族への支援

事業	内容
日常生活用具の給付	在宅の認知症やねたきり等の一人暮らし又は二人暮らしの高齢者等に、電磁調理器、火災警報器、自動消火器を給付。 〔対象：65歳以上の要介護認定「要介護1以上」のひとり暮らし等の世帯（非課税世帯）〕
家族介護用品の支給	認知症や寝たきり等の介護を要する人を自宅で介護する家族に対し、介護用品（紙おむつや尿パッド等 月額上限8,000円）を毎月配達により支給し、介護者の負担軽減を図る。また配達員による見守り支援サービスを2020年7月から開始。同時に対象を介護度3以上に拡充し実施中。（従来：要介護4以上） 〔対象：要介護3以上の介護者（非課税世帯）〕

<p>家族介護手当</p>	<p>在宅の介護を要する高齢者の介護者に手当（年額 100,000 円）を支給。 〔対象：65歳以上の要介護認定「要介護4・5」の方で介護保険のサービス等を過去1年間受けていない人の介護者（非課税世帯）〕</p>
<p>通院タクシー利用 券の交付</p>	<p>一般の公共交通機関を利用することが困難な要介護状態の在宅高齢者に対し、通院用のタクシー利用券を交付。（年額最高：24,000 円分） 〔対象：要介護認定「要介護1」以上の在宅高齢者〕</p>
<p>運転免許証の返納 支援 （交通安全課）</p>	<p>運転免許を自主的に返納した市民に、図書カード3,000 円分または交通系 IC カード（ICOCA）3,000 円分（デポジット500 円分含む）を贈呈。また、返納を勧めた人がいる場合、勧めた人（市民に限る）にも、図書カード1,000 円を贈呈。 〔対象：65歳以上の方〕</p>
<p>3つのサポート無 料券</p>	<p>「あかしオレンジ手帳」の交付時に以下のサポート無料券（あんしんチケット）を配付し、介護者の負担軽減を図る。 ①あかしオレンジ弁当券（本人及び介護者の弁当を無料で宅配） ② 寄り添い支援サービス券（見守り、話し相手、外出時の付き添いなどの支援） ③ お試しショートステイ券</p>
<p>グループホーム等 の整備</p>	<p>認知症の高齢者が住み慣れた地域で暮らしを続けていけるよう、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）等地域密着型サービスの拡充に努める。</p>
<p>成年後見制度利用 支援</p>	<p>認知症等により判断能力が低下し、日常生活を営むことに支障がある高齢者等が、より安全な日常生活を営むことができるよう、申立てを行う親族等がない場合に、市長が代わって申立て手続きを実施。また、必要に応じて申立て費用の助成や後見人への報酬助成も行う。 〔対象：認知症等の高齢者で、後見開始等審判請求を行う親族がない人〕</p>
<p>要介護者見守り SOSネットワーク 事業</p>	<p>認知症の人の家族等が事前に登録し、認知症の人が行方不明になった際に早期に気づき、保護につなげるよう、メールを特定の協力者へ一斉送信する。 〔対象：65歳以上の認知症の人〕（実施主体：社会福祉協議会）</p>
<p>GPS（居場所検索 用端末機）の貸与</p>	<p>認知症高齢者が行方不明になった場合の居場所の早期発見、事故防止および家族の負担軽減を図るため、認知症高齢者を介護している家族に、居場所検索用端末機を貸与。 〔対象：65歳以上の認知症高齢者を介護する家族等〕</p>

認知症介護家族会 (あつた会)	認知症高齢者等を介護している家族や本人、介護経験者等が集い、介護体験の交流を行い、助言や情報の提供を行う。
若年性認知症家族会 (ひまわり)	若年性認知症の人を介護している家族や本人、介護経験者等が集い、介護体験の交流を行い、助言や情報の提供を行う。

④ 地域で支え合う社会の実現

事業	内容
認知症カフェ助成	認知症の人とその家族、地域住民、専門職等が、お互いの悩みを話したり、情報交換を行う、集いの場の開催に対する助成金の交付。 <助成内容> ・開設助成金：上限2万円 ・運営助成金：年額上限12万円 ・特別助成金：年額上限2万円
キャラバンメイト養成講座の実施	オレンジサポーター養成講座にて講師役となる人を養成する講座を実施。
ゴールドサポーター、シルバーサポーターの養成	オレンジサポーター養成講座受講済みの人を対象に、地域で活動するための研修を実施し、地域での活動の場の提供や自主活動への支援を実施。
高齢者見守り協定	高齢者と関係の深い事業者と協定を締結し、事業活動を通じて高齢者の安否確認や見守りを実施、異変があれば市へ連絡してもらえるよう協定を締結。
高齢者応援企業認定事業	高齢者を支援する活動を行っている企業を応援企業に認定し、まちぐるみで高齢者を応援する体制づくりを促進する。企業向けオレンジサポーター養成講座等も開催。

⑤ 関係機関等との情報共有や連携強化

事業	内容
認知症あんしんネットワーク会議	認知症家族会をはじめ、明石市内の認知症施策に関わる関係者が集まり、情報共有や意見交換を行う。
明石市医師会との認知症施策に関する包括連携協定	明石市と明石市医師会がそれぞれに持つ専門知識や機能を活かしながら、明石市が進める認知症施策に関して更なる連携を図るよう協定を締結。

「認知症あんしんプロジェクト」について

1 趣旨・目的

新型コロナウイルス感染症の影響で、支援や介護を要する在宅の高齢者は、介護サービスの制約などの生活環境の変化で、心身の機能が低下するなど、日常生活に支障を生じている現状が見られます。

特に認知症は、発症や進行をしても身体的な影響がないなどで自覚することが難しく、早期に医療や支援に繋がりにくい状況にあり、在宅での介護は、家族や介護者で抱え込むことも多くなるなど、生活上の支援が必要です。

そこで、令和2年10月15日から、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている在宅の要支援・要介護高齢者をはじめ、認知症の人やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、包括的・継続的支援を展開していくため、「本人の尊厳の確保」「家族負担の軽減」「地域の理解促進」の3つを柱とした「認知症あんしんプロジェクト」を開始しました。

2 令和2年度の実施状況（令和3年4月30日時点）

(1) 認知症早期支援事業

事業対象者を75歳以上から65歳以上に拡大するとともに、診断費用を無償化とし、事業を拡充

- ① 認知症チェックシートの任意提出件数：1,092件　うち認知症の疑いあり：543件(49.7%)
- ② 診断費用助成件数：132件　うち認知症診断者：113件(85.6%)

(2) 在宅介護支援金・認知症サポート給付金の支給

令和2年10月1日時点で、要支援・要介護認定を受け、在宅で生活している人に対し、在宅介護支援金（1万円）を支給。さらに、認知症の診断を受けている人に認知症サポート給付金（2万円）を上乗せして支給

- ① 在宅介護支援金のみを支給人数：8,319人
- ② 認知症サポート給付金の支給人数：2,476人（申請者数11,093人の22.3%）

(3) 認知症手帳（あかしオレンジ手帳）及び3つのサポート無料券（あんしんチケット）の配付

認知症サポート給付金の受給者に対して、令和3年2月1日から、「あかしオレンジ手帳」及び次の3つのサポート無料券（あんしんチケット）の順次配付を開始

- ① 宅配弁当券（本人及び介護者の弁当を無料で宅配）20枚（1枚で1食分）
- ② 寄り添い支援サービス券（見守り、話し相手、外出時の付き添いなどの支援）10枚（1枚60分）
- ③ お試しショートステイ券（高齢者福祉施設での1泊2日のショートステイを利用）1枚

(4) 認知症あんしんネットワーク会議の開催

令和2年10月19日、認知症家族会をはじめ、民生児童委員や地域団体、医療・福祉関係者、企業関係者等で構成する会議（20団体23名）を開催

3 今後の取組

認知症サポート給付金の支給並びにあかしオレンジ手帳及びあんしんチケットの配付を継続します。さらに今年度は、企業等における認知症サポーターの養成を進め、地域での理解促進をさらに図るとともに、認知症サポーターの方々がさらに専門性を高める研修を受け、シルバーサポーターやゴールドサポーターとステップアップする制度の創設を予定しています。

各サポーターには、本人や家族の居場所である認知症カフェでの傾聴支援や自宅への訪問を通じた見守り支援等、実際の活動を行っていただく予定です。認知症サポーターの地域や施設での活躍の場を広げ、認知症の人やその家族に対する地域での支援を進め、みんなで認知症を支えるまちづくりをさらに推進していきます。

福祉施設の整備及び人材育成の取り組みについて

令和3年1月4日に新設された施設整備・人材育成室における、高齢者や障害者を対象とした福祉施設に関する整備促進並びに福祉人材の確保及び育成支援の取り組みについて報告します。

1 施設整備・人材育成室新設の背景

特別養護老人ホームについては、入所待機者が一定数存在することから、第7期介護保険事業計画期間(2018年度～2020年度)において、地域密着型特別養護老人ホームを116床増加させる計画を立てていましたが、施設設置についての応募がなく計画未達成となっています。

また、障害者施設については、障害のある人の地域生活を支える生活基盤の整備が求められていることから、引き続きグループホームの更なる整備を行っていく必要があります。

これらの施設整備に加えて、介護分野及び障害分野ともに、業務負担や処遇の面などから離職率が高く慢性的な人材不足に陥っており、施設サービスの提供に支障をきたす恐れが生じていることから、福祉人材の量の確保と質の向上を図ることが喫緊の課題となっています。

2 施設整備・人材育成室の取り組み

上記の背景を踏まえ、施設整備・人材育成室では、以下の取り組みを実施します。

(1) 施設整備・人材確保及び育成に関する取り組み概要

施設整備 【予算額： 811,412千円】	<ul style="list-style-type: none">● 第8期介護保険事業計画(2021年度～2023年度)に基づいた特別養護老人ホーム(90床を予定)及び地域密着型特別養護老人ホーム(29床×2施設)の整備促進のための支援の実施及び検討。● 第6期明石市障害福祉計画(2021年度～2023年度)に基づいたグループホーム(60人分を予定)の整備促進のための支援の実施及び検討。
人材確保・人材育成【予算額： 6,260千円】	<ul style="list-style-type: none">● 福祉人材の確保及び育成に向けて、福祉人材フェアや介護に関する入門的研修などの実施。● 介護福祉士などの資格取得に向けた支援の実施。● 人材確保・人材育成に関する効果的な新規取組の検討。

(2) 施設整備・人材確保及び育成のための具体的な方策

項目	詳細
土地確保支援	市有地の活用により、運営者の確保を目指します。
施設整備補助金	介護分野 広域型の特別養護老人ホームについて施設整備費の補助を実施するとともに、地域密着型特別養護老人ホームについて、県の施設整備費補助額の2分の1の上乗せ補助を新たに実施する予定です。
	障害分野 建築費等について、補助率の引き上げ(事業費の3分の2→事業費の4分の3 上限は1施設あたり、5,000千円)を実施する予定です。

人材確保・育成支援	介護分野	● 福祉人材確保のため、就職フェアを開催します。また、介護職員初任者研修及び介護福祉士実務者研修の受講経費等の助成を介護分野では引き続き、障害分野では新たに実施します。(法人に対して経費の3分の2、個人に対して経費の2分の1)
	障害分野	
	福祉分野全般	● 明石商業高等学校の福祉科設置に向けた取組の実施。

3 市立明石商業高等学校福祉学科設置に向けて

(1) 目的・理念

本市では、高齢者や障害者等、誰もが住み慣れた地域で、安心して自分らしく生活できる、福祉のまちの実現に向けた様々な取り組みを実施しています。

このような福祉のまちづくりの取り組みの大きな柱として、将来の福祉ニーズに対応できる人材を確保・育成するため、市立明石商業高等学校において、高校卒業時に介護福祉士国家資格の取得ができる福祉科の設置に向けて取組みます。

(※福祉系高校卒業(卒業見込み含む)で介護福祉士国家試験の受験資格を取得可)

(2) 設置場所・時期

場 所：市立明石商業高等学校(明石市魚住町長坂寺1250)

現在の設置学科…商業科(18クラス) 国際会計科(3クラス)

時 期：2023年(令和5年)4月

※高等学校福祉科は県内4校(うち県立は3校)東播磨地域では初。

(3) 特色

① 社会人枠の創設

高校生に加え、福祉関連の資格取得や、福祉施設等への就労を目指す社会人を応援します。

ア 現在、福祉施設等に就労している人向け

専門性向上のため、介護福祉士の資格取得を目指す人を応援します。

(例) 国家試験受験に向けた直前対策特別講座等の実施。

イ 福祉施設等への就労を希望している人向け

未経験者が福祉に関する基礎的な知識を習得できるよう支援します。

(例) 福祉に関する入門講座の実施。

② 総合的な福祉人材を育成(高齢者・障害・こども分野にも対応)

高齢者のみならず、障害・こどもにも対応できる幅広い福祉人材の育成を行います。

③ 地域連携(福祉施設等や小・中学校とも連携、まちのみんなで応援)

ア 福祉施設等との連携

市内の福祉施設等と密に連携し、幅広い施設での実習機会を提供することにより、地域ぐるみでの人材育成を目指します。

その結果、将来的に地域の施設等への就職に繋がる好循環を生み出します。

イ 小・中学校(教員及び児童生徒対象)と連携

市内小・中学校の児童生徒に対する福祉学習の機会のさらなる充実を図ります。

(例) 体験学イ習等の充実、オープンスクールなど

ウ 地域のこども支援や福祉活動への参加を通じて生徒の多様な学びに繋がります。

明石市立ゆりかご園への指定管理者制度の導入について

1 指定管理者制度の導入に係る取組方針

医療型通園療育施設「明石市立ゆりかご園」に、令和4年度より指定管理者制度を導入し、すでに指定管理者制度を導入している福祉型通園療育施設「明石市立知的障害児通園療育施設（明石市立あおぞら園・きらきら）」と一体的な運営を行うことによって、重複障害のある児童や医療的ケアが必要な児童の支援と療育の充実を図ってまいります。

そのため、次のとおり次期指定管理者候補者の選定を行うものとします。

(1) 対象施設・管理する施設単位

明石市立ゆりかご園、明石市立知的障害児通園療育施設（明石市立あおぞら園・きらきら）の2施設を一括管理とします。

(2) 選定方法

原則は公募ですが、以下の理由により非公募とします。

医療型と福祉型両方の通園療育施設を一体的に運営するには、通園療育施設を含む複合的な施設運営を行うなど障害児支援の高い専門性が必要であること、一体化を円滑に進めるためには、明石市内の療育事業の状況をよく把握していること、通園療育施設は、地域の拠点施設に位置付けられるため、地域の他の療育施設を束ねる役割を果たせること等が求められます。

これらの条件を満たす事業者は、「社会福祉法人三田谷治療教育院」と考えています。

「社会福祉法人三田谷治療教育院」は、昭和2年に設立された法人で、障害児者の入所施設・生活介護の事業所等様々な障害福祉サービスの提供を行い、療育に関する専門的ノウハウや人材を有しています。平成21年度より明石市立知的障害児通園療育施設（明石市立あおぞら園・きらきら）の指定管理者に選定され管理運営を行い、利用者の特性やニーズに対応したきめ細やかな支援を提供しており、関係機関・地域と連携を取りながら、子どもと家族が地域の中で当たり前のように生活していける地域づくりを目指しています。

このように、「社会福祉法人三田谷治療教育院」は本市の療育支援の一翼を担う法人であり、今後のさらなる市民サービスの向上が期待できることから、非公募とし、事業計画書等の提出を求め選定することとします。

(3) 指定期間

継続性及び安定性を高め、事業の中長期的な展開を可能とすることで、療育の充実、市民サービスの向上や施設の効率的な運営を図るため、5年間とします。

2 選定スケジュール

時期	内容
令和2年12月	文教厚生常任委員会報告（令和2年12月議会） ゆりかご園保護者説明会
令和3年3月	ゆりかご園条例の一部改正（令和3年3月議会）
令和3年6月	指定管理者候補者へ仕様書等を提示
令和3年8月	指定管理者候補者より提出された事業計画書等の審査 選定結果の通知・指定管理者候補者の公表
令和3年9月	指定管理者指定議案の審議（令和3年9月議会） 指定の通知及び告示・公表
令和3年10月～	事務引継ぎ
令和4年3月	基本協定・年度協定（令和4年度）の締結
令和4年4月	ゆりかご園の運営を指定管理者に移行

待機児童対策の状況について

本市では、平成28年度から待機児童解消に向けた緊急対策を行い、4年間で約4,100人の受入枠増を図ってきましたが、就学前児童数の増加や保育所利用希望者の大幅な増加により、令和2年4月1日現在で365人の待機児童が発生しました。

このような状況の中、令和2年度の施設整備により、1,205人の受入枠を確保し、令和3年4月の待機児童数は、昨年度に比べ大幅に減少する見込みです。

令和3年度は、800人の受入枠の拡充計画を立て施設整備を行うとともに、引き続き保育士確保に向けた施策を行い、待機児童対策に取り組みます。

<令和2年度の施設整備状況について>

保育所及び認定こども園の新設9園、小規模保育事業所8園、分園2園、既存保育所定員増等2園、企業主導型保育事業所、市立幼稚園の3歳児保育など様々な取組みにより、あわせて1205人拡充しました。（下表参照）

NO	内容	施設数	合計
1	公園内保育施設【松が丘公園、中崎遊園地、上ヶ池公園】	3	334
2	保育所	6	450
3	幼稚園内小規模保育事業所【花園幼稚園、大久保南幼稚園】	2	34
4	小規模保育事業所	6	114
5	分園	2	41
6	認定こども園化、増設	2	80
7	企業主導型保育事業所	3	32
8	幼稚園3歳児保育拡充	9	120
受入枠合計		33	1,205

一時保護におけるこどもの権利保障について

本市の児童相談所である明石こどもセンターでは、児童虐待等への対応のために、児童福祉法に基づく一時保護を行っているところです。

一時保護を行うと、保護されたこどもの安全は確保される一方で、保護されたこどもにとっては、家庭での生活とは異なり各種の権利を制限されることが課題となっています。

そこで、厚生労働省のモデル事業を活用し、明石市社会福祉審議会に新たな部会を設け、児童相談所の職員以外の者が一時保護されたこどもの声を聴き、権利を守る取り組みを行おうとするものです。

1 概要

- (1) 明石市社会福祉審議会児童福祉専門分科会に新たな部会として「こどもの権利擁護部会（こどものための第三者委員会）」を設置する。
- (2) 「こどもの権利擁護部会（こどものための第三者委員会）」の委員が、一時保護された全ての児童と、速やかに面会し、こどもの声を聴き、必要に応じて明石こどもセンターへ意見を通知するなど、こどもの権利を守るための活動を行う。
- (3) 「こどもの権利擁護部会（こどものための第三者委員会）」は、下記①～④のいずれかの場合、一時保護の継続や一時保護所における処遇等に関して調査を行い、意見を申出者や明石こどもセンター等の関係者へ通知する。
 - ① 児童本人からの申出
 - ② 児童と面会した第三者委員会委員の職権
 - ③ 保護者からの申出
 - ④ 明石こどもセンターからの申出
- (4) 意見を受けた明石こどもセンターは、その意見を尊重し、必要な対応を行う。
- (5) 上記(3)の申出を受け付ける事務局は、あかしこども財団へ委託する。

※ 別紙 概要図 参照

2 運用開始

2021年(令和3年)4月20日

3 その他

上記の取り組みに関して、厚生労働省「子どもの権利擁護に係る実証モデル事業」の認定を受ける予定(補助率:国10/10)

こどものための第三者委員会（こどもの権利擁護部会）概要図

